

地方独立行政法人化に伴う一般会計の負担について

1. 一般会計が負担を行う根拠

〔法的根拠〕 地方独立行政法人法第 85 条第 1 項 及び 地方独立行政法人法第 42 条

病院事業等の公営企業型地方独立行政法人は、地方公営企業と同様に、完全な独立採算を求められているわけではなく、住民の福祉の増進や住民の生活の安定という公共性の観点から、採算ベースに乗らない救急医療や高度医療等の医療提供も必要となる。これらの経費については、公営企業と同様に設立団体が負担するものとなっている（地方独立行政法人法第 85 条第 1 項）。

また、設立団体は、地方独立行政法人に対して業務運営の財源に充てるため必要な金額を交付することができる（地方独立行政法人法第 42 条）。

◆参考 地方独立行政法人法

（財源措置）

第 42 条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

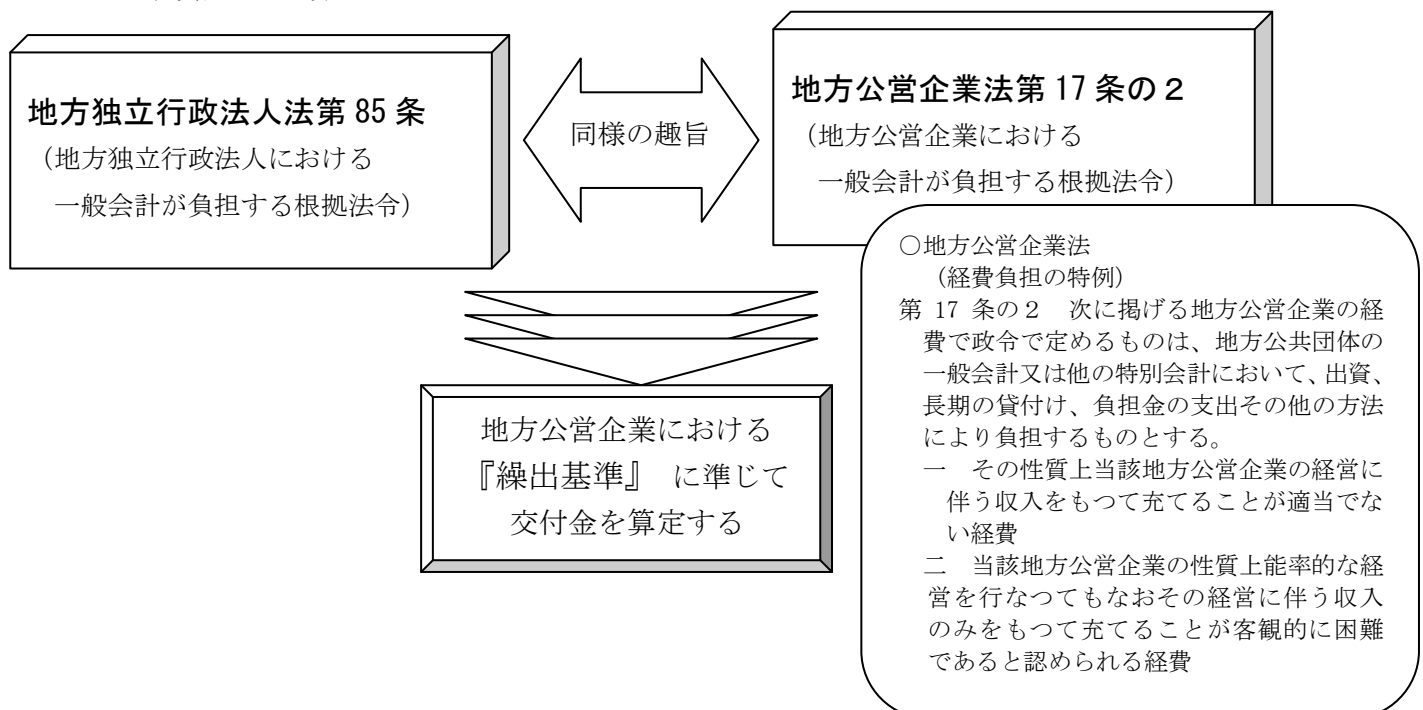
（財源措置の特例）

第 85 条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

- 一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

2. 運営費交付金の算定方法



3. 運営費交付金の収入項目

	項目 (H22年度実績)	積算方法 (基準繰入のみ)	独法化後 収入項目	収入科目	
				独法化後	(参考) 公営企業
基準内	救急医療確保対策経費	救急医療に係る収支不足額	○	営業収益	医業収益
	公衆衛生活動及び医療相談経費	医療相談に係る経費	○	営業収益	医業収益
	小児・周産期医療経費	小児・周産期医療に係る収支不足額	○	営業収益	医業外収益
	感染症病医療経費	感染症医療に係る収支不足額	○	営業収益	医業外収益
	高度特殊医療等(無菌室、リハビリ)	無菌室、リハビリに係る収支不足額	○	営業収益	医業外収益
	医師等研究研修費(臨床研修医経費)	初期研修医に係る経費	○	営業収益	医業外収益
	共済組合追加費用	共済組合追加費用に係る経費	○	営業収益	医業外収益
	基礎年金拠出金	基礎年金拠出金に係る経費	○	営業収益	医業外収益
	こども手当	こども手当に係る経費	○	営業収益	医業外収益
	企業債利息	企業債支払利息の1/2 (H14年度以前分は2/3)	○	営業外収益	医業外収益
	建設改良費	建設改良費の1/2 (企業債等特定財源を除く)	○	営業外収益	資本的収入
	企業債償還金	企業債元金償還の1/2 (H14年度以前分は2/3)	○	営業外収益	資本的収入
	新病院建設経費	建設改良費の1/2 (企業債等特定財源を除く)	○	資本的収入	資本的収入
基準外	新病院建設経費 ※	新病院建設に係る人件費の1/2	○	資本的収入	資本的収入
	退職給与金 等	(基準外)	×	特別利益	特別利益

独法化後の運営費交付金として収入する項目は、地方公営企業の基準内繰入によって積算する。

(※ 市のミッションでもある3次救命救急施設を含む新病院の整備に係る人件費は、市との協議により市が全額負担することになっているため新病院の建設期間中は例外的に基準外が発生する。)

4. 地方独立行政法人化に伴う会計制度の変更による経常収支への影響

	地方独立行政法人	地方公営企業
企業債償還元金や医療機器購入に係る市負担の収入科目	収益的収入	資本的収入
経常損益に対する影響の有無	有	なし

上表のとおり、市が負担する経費の収入科目の違いが、経常損益においても影響を与える。
その影響を取り除いた場合の経常収支を試算（中期目標期間中の経常収支の黒字化の検証）する。

- ・ 試算の方法：中期計画期間中の経常収入における各年度の運営費交付金を H22 年度の経常収入における繰入金と同額にした場合で経常収支を試算する。
- ・ 試算を行う中期計画等における数値

①	中期計画期間中の経常収入	41,281 百万円
②	中期計画期間中の経常収入における運営費交付金	5,091 百万円
③	H22 年度の経常収入における繰入金	1,435 百万円
④	中期計画期間中の経常費用	39,568 百万円

- ・ 試算結果：中期計画期間中の経常収入における各年度の運営費交付金を H22 年度の経常収入における繰入金と同額とし場合の経常収支 = 試算した経常収入 - 中期計画期間中の経常費用

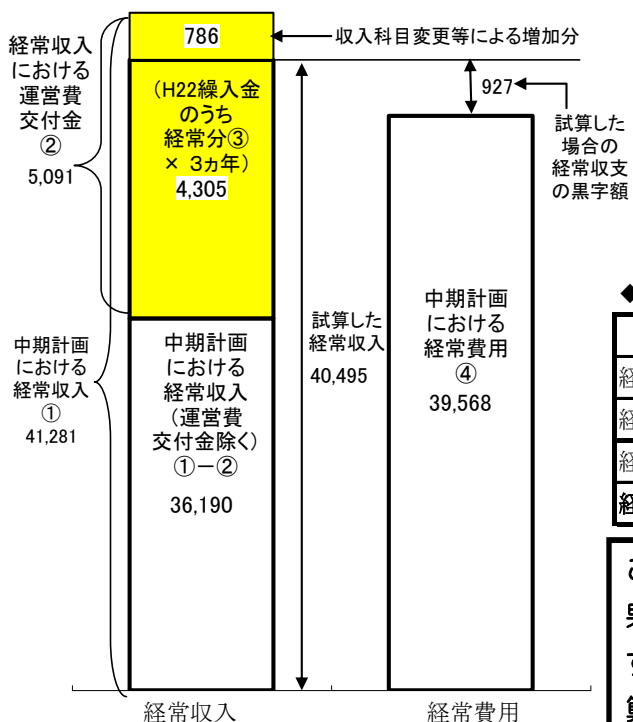
$$= (① - ②) + (③ \times 3 \text{ 年}) - ④$$

$$= (41,281 \text{ 百万円} - 5,091 \text{ 百万円} + (1,435 \text{ 百万円} \times 3 \text{ 年})) - 39,568 \text{ 百万円}$$

$$= (41,281 \text{ 百万円} - 5,091 \text{ 百万円} + 4,305 \text{ 百万円}) - 39,568 \text{ 百万円}$$

$$= (41,281 \text{ 百万円} - 786 \text{ 百万円}) - 39,570 \text{ 百万円} = 40,495 \text{ 百万円} - 39,568 \text{ 百万円}$$

$$= \boxed{927 \text{ 百万円}} \dots \dots \text{中期目標（中期目標期間中の経常収支の黒字）の達成}$$



◆ 運営費交付金の収入科目変更が経常収支比率に与える影響

	中期計画数値	試算額	影響
経常収入 (百万円)	41,281	40,495	786
経常費用 (百万円)	39,568	39,568	0
経常収支 (百万円)	1,713	927	786
経常収支比率	104.3%	102.3%	2.0%

この資料は、収支見込の算出に用いた現時点での試算結果です。従前の繰入金の算出方式により算出しています。独法化後の交付金の算出方式、額は、H24年度予算編成過程において関係部局と協議の上、決定します。